

検体検査業務単価契約書

1 契約の目的	令和8年度滋賀県立精神医療センター検体検査業務単価基本契約
2 契約の内容	別記契約一覧のとおり
3 契約単価	別記契約一覧のとおり
4 業務の履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
5 検査結果の報告 期限	受注者は、発注者の発注を受けてから速やかに検査結果の報告を行うものとする。
6 検査結果の報告 場所	滋賀県立精神医療センター（滋賀県草津市笠山八丁目4番25号）
7 契約保証金 (第3条関係)	免 除
8 適用除外項目	—
9 その他特記事項	—

上記の検体検査業務について、発注者と受注者は、双方の合意に基づき、別添の条項により契約を締結する。

本契約の証として本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 滋賀県守山市守山五丁目4番30号
滋賀県病院事業庁（精神医療センター）
滋賀県病院事業庁長

受注者

(総則)

- 第1条 発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、日本の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は本契約の目的である業務を履行期間において履行し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約書における期間の定めについては、この契約書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

(善管注意義務)

- 第2条 受注者は、業務の履行に当たり関係法令等を遵守するとともに、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもって適切に業務を実施しなければならない。

(契約保証金)

- 第3条 契約保証金は、免除する。

(検査発注および検査結果報告)

- 第4条 発注者は、別紙契約一覧に記載の業務を、滋賀県立精神医療センター検査科を通じて受注者に発注する。
- 2 受注者は、所定の検査法、基準値等に基づいて検査を行い、その結果を発注者に対し速やかに報告しなければならない。
- 3 受注者は、業務に係る検体の収集および報告書の提出を発注者の指示に基づき行うものとする。

(報告書の検査および引渡し)

- 第5条 発注者は、業務に係る報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。
- 2 前項の検査に合格したときをもって、検査結果の引渡しは完了する。

(検査代金の請求および支払)

- 第6条 受注者は、毎月の業務終了後、1か月ごとの実績に基づき検査代金の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、受注者から前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による検査代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して、その未払金額につき、遅延日数に応じ、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 4 前金払および部分払は、これを行わない。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第7条 受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

- 第8条 受注者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受注者は、あらかじめ発注者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。
- 2 発注者は、受注者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必

要な事項の報告書の提出を請求することができる。

- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受注者が負うものとする。
- 4 再委託を行う場合において、第 17 条および第 18 条の規定は、再委託先（再委託を行う第三者をいう。以下同じ。）において準用する。

（契約不適合責任）

第 9 条 業務完了後に本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、発注者が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から 1 年以内に受注者に対して通知した場合に限る。

- 2 発注者は、受注者が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、受注者に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前 2 項に基づく請求は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

（契約内容の変更）

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、本契約の内容を変更することができる。この場合において、履行期間、契約単価その他の契約条件を変更する場合は、発注者および受注者が協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

（発注者の解除権）

第 11 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、正当な理由がないにもかかわらず、業務に着手すべき期限を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が、本契約に違反し、その違反により契約を適正に履行することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が、その責めに帰すべき事由により、業務を適正に継続できる見込みがないと認められるとき、または業務を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 受注者が、発注者または第三者に対し、故意または重大な過失により不正または不誠実な行為を行ったとき。
- (5) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。
- (6) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 受注者が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を第 8 条の規定による再委託の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対し当該再委託の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- (8) 受注者について、破産、特別清算、民事再生または会社更生などの倒産手続が開始されたとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の場合において、催告等何らの手続を経ることなく即時に本契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。

（受注者の解除権）

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により、発注者が業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が業務の履行期間の2分の1以上に及ぶとき。
- (2) 第10条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約単価が3分の2以上減少することとなったとき。
- (3) 発注者が契約に違反したため、業務の履行が不可能になったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第13条 第11条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の履行部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（損害賠償責任）

第14条 受注者は、業務の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者または第三者に損害を生じさせたときは、直ちに、その損害を賠償しなければならない。

（遅延利息の請求）

第15条 受注者が本契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、受注者に対して、その未払金額につき、遅延日数に応じ、その支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

（業務履行中の検査、監督および指示）

第16条 発注者は、必要があると認める場合には、業務履行中に受注者の業務に対する検査、監督または業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査、監督または業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

（個人情報の保護）

第17条 受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別紙1）を守らなければならない。

（秘密保持義務）

第18条 受注者は、発注者から秘密と指定された事項および業務の履行に際し知り得た秘密もしくは秘匿すべき情報（以下「秘密情報」という。）を発注者の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。

2 受注者は、前項の規定を遵守させるため、業務に係る情報のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

3 受注者は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に届け出て発注者が指示する措置を講じなければならない。

(誓約)

第19条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第11条第1項第6号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書（別紙2）のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第20条 受注者は、本契約の履行に当たり第11条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第21条 受注者は、業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の原因の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約費用)

第23条 本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(その他)

第24条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県病院事業会計規程の定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 受注者は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 受注者は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 受注者は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第10 発注者は、受注者がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 受注者は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第13 発注者は、受注者が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

